

木更津市市民活動支援センター 指定管理者募集要項

令和6年7月

木更津市市民部市民活動支援課

<目次>

1	対象施設の概要.....	1
2	指定期間.....	1
3	指定管理料.....	1
4	指定管理者が行う業務.....	2
5	応募資格.....	2
6	募集要項及び仕様書の配布.....	3
7	応募手続.....	3
8	指定管理者の選定等.....	5
9	公租公課の取扱い.....	6
10	市内雇用促進への協力.....	6
11	職員の駐車場.....	6
12	その他.....	6

【問合せ先】

木更津市市民部市民活動支援課

〒292-8501 木更津市朝日三丁目10番19号（木更津市役所朝日庁舎）

Tel：0438-23-8610

Fax：0438-23-3566

Mail：seikatsu@city.kisarazu.lg.jp

木更津市市民活動支援センター指定管理者募集要項

木更津市市民活動支援センターの指定管理者（管理運営を実施する団体）を次のとおり募集します。

1 対象施設の概要

(1) 名称

木更津市市民活動支援センター

(2) 所在地

木更津市中央一丁目4番9号 富田屋ビル内

(3) 建物概要（管理運営対象部分）

① 構造

鉄骨造陸屋根3階建

② 施設内容

ア 1階 126.67㎡

事務室、フリースペース、印刷室、女性用トイレ（多目的トイレ兼用）、給湯室

イ 2階 111.01㎡

第1会議室、第2会議室、作業室、倉庫、男性用トイレ

③ 付帯施設

ア 建物併設駐車場2台（身体障がい者等用駐車場として使用）

イ 借用駐車場15台

名称：ナビパーク木更津中央第3駐車場（ちばぎん ひまわり憩いの広場駐車場）

所在地(地番)：木更津市中央二丁目1522番1ほか（建物向かい）

④ 竣工

昭和41年3月

⑤ その他

上記の建物及び付帯施設については、木更津市が所有者から賃借します。

2 指定期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間

3 指定管理料

指定管理業務に係る経費は、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）毎に、四半期に分け、前金にて支払われます。

指定期間総額 53,515千円（消費税及び地方消費税相当額込み）以内

指定管理料は上記総額を上限とし、額の変更等は市と指定管理者との協議により定められるものとします。

なお、上記金額は、消費税率及び地方消費税率を10%として算定しているため、今後、

消費税等額に変動が生じた場合は、市は、指定管理料にそれらの変動に応じた相当額を加減して支払うものとします。

4 指定管理者が行う業務

- (1) 木更津市市民活動支援センターの設置及び管理に関する条例（平成27年木更津市条例第24号）等に定めるところにより、木更津市市民活動支援センターの使用に供すること。
- (2) 木更津市市民活動支援センター管理運営及びそれに伴う附属設備等の維持管理をすること。
- (3) 木更津市市民活動支援センターの利用料金に関すること。

5 応募資格

- (1) 法人その他の団体（以下「団体」という。）であること（法人格の有無は問わない。）。なお、個人で応募することはできません。
- (2) 複数の団体が連合体を構成して応募する場合は、あらかじめ連合体結成の協定書により定められた代表者が申請手続を行うこと（他の団体は構成員とする。）。

なお、複数の連合体において、同時に構成員になることはできません。

また、単独で応募した団体は、他の連合体応募の構成員になることはできません。

(3) 応募者の制限

次のいずれかに該当する団体は応募することができません。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当するもの。
- ② 応募書類提出時点において、木更津市の一般競争入札の参加停止又は指名競争入札の指名停止措置を受けているもの。
- ③ 木更津市税（ただし、木更津市内に事業所がある場合に限り）、所得税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納しているもの。
- ④ 代表者、役員又はその使用人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の3若しくは第198条の規定に違反するとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで訴を提起された日から2年を経過しないもの。
- ⑤ 団体又はその代表者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過していないもの。
- ⑥ 次に示す暴力団排除措置事由に該当するもの。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ。）又はそれらの利益となる活動を行う団体であるとき。

イ 役員等が暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定するものをいう。）もしくはこれに準ずる者（以下「暴力団関係者」という。）であるとき又は、暴力団関係者が経営に実質的に関与しているとき。

ウ 役員等が、自社、自己もしくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を与

える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしているとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与しているとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

カ 役員等が、暴力団関係者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき。

⑦ 労働保険（雇用保険・労災保険）及び社会保険（健康保険・厚生年金保険）に適正に加入していないもの。

⑧ 2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けているもの（受けている場合は、必要な措置の実施について当該労働基準監督署に報告済みであること。）。

6 募集要項及び仕様書の配布

(1) 配布場所

問合せ先に同じ

(2) 配布期間及び時間

令和6年7月1日（月）から8月2日（金）まで（土日休日は除く。）

午前8時30分から午後5時まで

(3) 郵送等による配布

郵送を希望する場合は、250円分の切手を貼った返信用封筒（角2サイズ以上）を同封の上、木更津市市民部市民活動支援課宛に請求ください。

なお、木更津市ホームページ（ページ番号：9842）からもダウンロードできます。ファクス、電子メール等による配布は行いません。

7 応募手続

(1) 応募書類の提出

① 「応募書類一覧」（別紙1）のとおり。

② 受付期間経過後において、応募書類の内容を変更することはできません。

(2) 受付場所

問合せ先に同じ

(3) 受付期間及び受付時間

令和6年7月22日（月）から8月2日（金）（持参の場合は、土日休日は除く。）

午前8時30分から午後5時まで（必着）

(4) 応募方法

応募は、持参又は郵送に限ります。

(5) 現地見学会の開催

施設の現地見学会を以下のとおり開催いたしますので、希望する団体は「現地見学会参加申込書」（別紙2）に必要事項を記入のうえ、持参、ファクス又は電子メールで申込を行

ってください。

また、現地見学会当日の質問は受付しておりません。質問がある場合は、以下(6)により、行ってください。

① 開催日時

ア 開催日

令和6年7月12日（金）

イ 見学時間

午前9時30分から午前10時まで（受付：午前9時から）

② 開催場所等

木更津市中央一丁目4番9号 富田屋ビル

③ 参加人数

各団体2名以内とします。

④ 申込先

問合せ先に同じ

⑤ 申込期限

令和6年7月8日（月）午後5時まで（必着）

(6) 募集内容に関する質問

① 質問の受付期間及び受付時間

令和6年7月12日（金）から7月16日（火）まで

午前8時30分から午後5時まで（必着）

② 質問の方法

質問事項のある団体は、「質問票」（別紙3）により郵送、ファックス又は電子メールで行ってください。

③ 質問の受付場所

問合せ先に同じ

④ 質問への回答予定期日

質問に対する回答は、質問者全員及び窓口又は郵送での募集要項取得者全員に、令和6年7月19日（金）に行う予定です。また、木更津市ホームページ（ページ番号：9842）でも公表します。

(7) 追加書類の提出

木更津市が必要と認める場合は、(1)①で定める応募書類以外の書類の提出を求める場合があります。

(8) ヒアリングの実施

木更津市が必要と認める場合は、応募書類の提出後に応募者に対してヒアリングを実施する場合があります。

(9) 応募者が運営する類似施設等の実地調査

木更津市が必要と認める場合は、応募者が運営する類似施設等の実地調査を行う場合があります。

(10) 著作権の帰属

応募書類の著作権は応募者に帰属します。ただし、木更津市は指定管理者の選定の公表等必要な場合には、応募書類の内容を無償で利用できるものとします。

(11) 費用の負担等

- ① 応募に関する費用は、すべて応募者の負担とします。
- ② 応募書類は、返却しません。

8 指定候補者の選定等

(1) 選定方法

- ① 指定管理者の候補者となる団体（以下「指定候補者」という。）は、市が設置する指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において審査の結果、順位第1位となった者としてします。

また、他の応募者がいない場合においても、選定委員会での審議を経て選定します。

なお、審査の結果、基準に達する者がいないと認め該当者なしとする場合があります。

- ② 審査は、「木更津市市民活動支援センター指定候補者選定審査項目一覧」（別紙4）の審査項目を基準に、総合的に行います。

また、審査にあたり選定委員会が必要と認めたときは、応募者に説明を求める場合があります。

- ③ 選定委員会の審査結果に基づき、木更津市長が指定候補者を選定します。

(2) 配点及び加点

- ① 提案点及び価格点の配点割合

自主事業や管理運営等の取組みに関する提案点と指定管理料に関する価格点の配点割合については、提案内容を重視し、「提案点：価格点＝80：20」とします。

なお、配点の詳細については、「木更津市市民活動支援センター指定候補者選定審査項目一覧」（別紙4）のとおりとなります。

- ② 市内事業者等の参入増大のための加点

申請団体が、市内事業者等の場合には、選定審査時に当該市内事業者等の総合計点に以下のとおり、加点します。

申請団体の形態	本社所在地	契約権限を委任された支店等所在地(※)	代表の本社所在地	構成団体の本社所在地	総合計点への加点
単体	市内	問わない	—	—	5%
	市外	市内	—	—	3%
連合体	—	—	市内	全団体が市内	5%
	—	—		上記以外	4%
	—	—	市外	一部団体が市内	3%

※木更津市入札参加者資格者名簿に登録されている支店や営業所等を指します。

(3) 選定結果

- ① 指定候補者の選定は、令和6年10月頃に実施する予定です。
- ② 選定結果は、応募者全員に文書で通知します。
- ③ 指定候補者の選定後、選定した指定候補者名及び審査内容の概要について公表します。

(4) 木更津市議会の議決等

- ① 指定管理者の指定には、地方自治法の規定に基づき、指定候補者を指定管理者に指定する議案を木更津市議会に付議し、議決を受け、可決されることが必要となります。ただし、市議会の議決を受けるまでの間に、指定候補者を指定管理者に指定することが著しく不適当と認められる事由が生じたときは、指定候補者の選定を取り消すことがあります。
- ② 次に掲げる場合であっても、指定候補者が木更津市市民活動支援センターの管理運営を実施するために支出した費用、提供したノウハウの対価等については、木更津市は一切補償しませんのであらかじめご了承ください。
 - ア 上記①の議案を木更津市議会が否決したとき。
 - イ 上記①の議案について、木更津市議会が会期中に議決に至らなかったとき。
 - ウ 上記①ただし書により、木更津市が指定候補者の選定を取り消したとき。

(5) 協定書の締結

指定候補者を指定管理者に指定する議案が木更津市議会の議決を受け、可決した場合、指定管理者と木更津市は指定期間開始前に木更津市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年木更津市条例第17号）第7条第2項に掲げた事項を定めた協定を締結します。

9 公租公課の取扱い

指定管理を行う施設を事業所として木更津市に法人市民税の届出を行うこと。また、新たに設置した償却資産にかかる固定資産税などの納税義務者となる可能性があります。

詳しくは、市税については市役所市民税課（Tel0438-23-8574）又は資産税課（Tel0438-23-8672）へ、県税については木更津県税事務所（Tel0438-25-1110）へお問い合わせください。

10 市内雇用促進への協力

公の施設の管理に伴い、新たに発生する雇用については、率先して木更津市民の雇用を図るものとします。

11 職員の駐車場

管理対象施設に勤務する職員の駐車場については、応募者が用意することとします。

12 その他

- (1) 上記1から4までに掲げる事項の詳細については、「木更津市市民活動支援センター指定管理者に関する仕様書」のとおり。

(2) 要項の遵守

指定候補者がこの要項に反した場合は、指定候補者の選定を取り消すことがあります。

(3) 留意事項

選定委員会委員に対して、本件募集についての接触を禁止します。接触の事実が認められた場合には失格（選定後に判明した場合には取り消し）となることがあります。

(4) 施設の利用及び収支状況

過去の当施設に係る利用及び収支状況については、「利用及び収支の状況」（別紙5）を参照してください。